

## 船舶インシデント調査報告書

平成25年3月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関始動不能）
発生日時	不明（平成24年11月12日 06時30分ごろ～07時45分ごろの間）
発生場所	不明（兵庫県淡路市津名漁港塩尾地区～淡路市塩田新島西方沖の間）
インシデント調査の経過	<p>平成24年11月12日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が死亡したため行わなかった。</p>
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 義丸、1.36トン HG3-35441（漁船登録番号）、個人所有 6.25m(Lr)×1.53m×0.65m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和57年2月3日
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年4月11日 免許証交付日 平成20年2月25日 （平成25年4月10日まで有効）
死傷者等	なし（船長が本インシデント発生後に死亡）
損傷	なし
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成24年11月12日06時30分ごろ津名漁港塩尾地区を出港し、塩田新島西方沖のたこつぼ漁の漁場に向かった。</p> <p>津名漁港塩尾西防波堤の先端付近にいた地元住人（以下「目撃者」という。）は、07時45分ごろ、塩田新島西方約200～300m沖の本船上において、着衣を着た状態で何かを振っている船長を認め、救助を求めていると思った。</p> <p>目撃者は、近くにいた友人に漁業協同組合への連絡を依頼するとともに、所有船で救助に向かい、淡路市志筑新島西方沖において無人で漂流している本船を発見し、08時16分ごろ海上保安庁へ118番通報した。</p> <p>船長は、09時19分ごろ海上保安庁のヘリコプターにより漂流中を発見され、09時23分ごろ、捜索中の漁船により上半身が裸の状</p>

	<p>態で発見、揚収されて津名漁港塩尾地区に搬送されたが、死亡が確認された。</p> <p>船長は、脳内出血を発症して溺水したと検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ</p> <p>洲本特別地域気象観測所における11月12日の気象観測値</p> <p>07:50 風向 西北西、風速 3.9m/s</p> <p>08:00 風向 西北西、風速 2.6m/s</p> <p>08:10 風向 西、風速 3.9m/s</p> <p>海象：海上 平穏、水温 約20℃</p>
その他の事項	<p>目撃者は、船長と住居地が近く、顔見知りであった。</p> <p>本船は、船尾に船外機を備えた操舵室がない小型漁船であり、漁場に仕掛けていたたこつぼを引き揚げてタコを取り出したのち、再びたこつぼを海底に仕掛ける方法を探っていた。</p> <p>本船は、発見されたとき、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船体に衝突痕などはなく、船外機が停止した状態で船外機のカバーが取り外されて船尾部に置かれていた。</li> <li>・本船は、船尾部の物入れ中の燃料タンクには燃料が残っており、船外機とバッテリーとの配線も接続されていたが、船外機を始動することができなかった。</li> <li>・本船には、いけすにタコが入っていたが、たこつぼは船内に取り込まれていなかった。</li> <li>・船長の合羽上下、作業衣上下、シャツ及び長靴が船内に置かれていた。</li> </ul> <p>船長は、発見されたとき、上半身が裸でパンツだけを着用した状態であった。</p> <p>船長の健康状態は、良好であった。</p> <p>船長は、ふだんから救命胴衣を着用しておらず、携帯電話を持っていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>不明</p> <p>本船は、06時30分ごろ津名漁港塩尾地区を出港後、07時45分ごろ、塩田新島西方約200～300m沖の本船上において、船長が着衣を着た状態で救助を求めているところを目撃され、本船の発見時、船外機が停止した状態であり、船外機のカバーが取り外されて船尾部に置かれていたことから、この間において、船外機を始動することができず、運航不能となった可能性があると考えられるが、船長が、死亡したため、船外機が始動しなかった状況を明らかにすることはできなかった。</p>

	<p>本船は、いけすにタコが入っていたことから、たこつぼ漁を操業していた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、07時45分ごろ救助を求めているところを目撃され、08時16分ごろ海上保安庁へ本船が志筑新島西方沖で無人で漂流している旨の118番通報があり、着衣が船内に置かれ、上半身が裸の状態で漂流中を発見されたことから、船外機が始動できなくなったのち、この間において、船長が海に入り、陸岸に向かって泳いでいた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、脳内出血を発症して溺水したが、脳内出血を発症して溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、津名漁港塩尾地区を出港後、たこつぼ漁を操業中、船外機を始動することができなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>船長の所属していた漁業協同組合は、無償で配布していた自動膨張型救命胴衣の着用率が低いことから、兵庫県漁業協同組合連合会の助成を受け、所属漁業協同組合等が費用を負担し、組合員に対して低価格で浮力合羽を販売する予定であった。</p> <p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣を着用すること。</li> <li>・防水型携帯電話を所持して緊急時の連絡手段を確保することが望ましい。</li> </ul>